

第13回 定例農業委員会総会議事録（第24期）

1 日時 令和3年7月26日（月）8時57分～9時54分

2 場所 阿久根市役所第1会議室

3 出席委員（11名出席）

①松下 輝男 ②中野 和徳 ③石原 勇一郎 ④園田 勇一
⑤栢 幸三 ⑥田嶋 輝男 ⑧尻無濱 俊幸 ⑨富永 勝志
⑩樫八重 玲子 ⑪白濱 和利 ⑫石坂 務

出席農地利用最適化推進委員（6人出席）

○辻 喜久男 ○竹原 長政 ○小田 新一 ○山口 幸春
○白肌 正 ○石原 岩雄 ○尾上 進

4 欠席委員

(1) 農業委員 ⑦高原 熊夫

5 遅刻委員

なし

6 議事日程

諮問第 6号 農業委員の辞任について
議案第30号 農政問題分科会第1分科会長の辞任について
議案第31号 農政問題分科会第1分科会長の選任について
同意第 4号 阿久根市農政推進会議委員の推薦について
議案第32号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について
諮問第 7号 農業経営改善計画の認定に係る意見について
報告第 1号 許可を要さない転用について
議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第36号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について（農地法第5条）
議案第37号 農用地利用集積計画について
その他（報告等）・・・なし

7 農業委員会事務局等出席職員

○農業委員会事務局 園田 豊（事務局長）
鍋藤 雄太（管理係長）
岩崎 展幸（管理係）
川畑 幸博（管理係）
奥 裕太（管理係）
○農政課 山下 紗弥美（農政管理係）
京田 雄哉（農政管理係）
馬場 亮輔（農政管理係）

議長 (石坂 務)

それでは定刻になりましたので、ただ今から第13回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 (石坂 務)

日程第1，議事録署名委員の指名ですが、議長において、5番 榎 幸三委員，6番 田嶋 輝男委員を指名いたします。

議長 (石坂 務)

日程第2，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。

よって、第13回 定例農業委員会総会は、本日1日限りと決定いたします。

なお議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承願います。

議長 (石坂 務)

日程第3，諸報告ですが、

6月総会以後、私は特段の出会はございませんでした、皆さま方からありましたら、その他のところをお願いをいたします。

議長 (石坂 務)

日程第4，諮問第6号 農業委員の辞任についてを議題といたします。

本件は、農業委員会等に関する法律第13条第1項により、農業委員から辞表が提出された場合に市長から農業委員会に諮問し、総会にて承認を求め、その後市長に答申するものであります。

ここで、今回、一身上の都合により辞表を提出されました、1番 松下輝男委員が、議事参与の制限に該当しますので、次の議案となっております「第1分科会長の辞任の件」を含めて退席を願います。

(1番委員松下輝男委員退席)

議長 (石坂 務)

それでは農政課に説明を求めます。

農政課（寺地 英兼）

それでは諮問第6号について説明を致します。

今回松下輝男農業委員より、6月24日付けで市長宛に一身上の都合による辞任届が提出されたことから、この承認について本総会において諮問するものであります。

（農政課より詳細説明）

以上、よろしく願いいたします。

議長（石坂 務）

農政課の説明が終わりました。

農政課の説明は、法律第13条第1項により、1番松下輝男委員の辞任に関する承認についてであります。

諮問のとおり7月31日をもって1番松下輝男委員の辞任を承認することによりよろしいでしょうか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長（石坂 務）

異議なしと認めます。

よって、本件については、承認する旨を答申することにいたします。

議長（石坂 務）

日程第5、議案第30号 農政問題分科会第1分科会長の辞任についてを議題といたします。

本件は、農業委員会等に関する法律第13条第2項に準じ、1番松下輝男農業委員が第1分科会長であり、今回の農業委員辞任に伴い、農業委員会の同意を得て第1分科会長の辞任の手続きをとるものであります。

それでは事務局に説明を求めます。

事務局（鍋藤 雄太）

それでは議案第30号について説明をいたします。

1番松下輝男委員が7月31日付けをもって、農業委員を辞任されます。これに伴い松下委員が第1分科会長に就任されておりましたので、分科会長の辞任にかかる手続きが必要になります。

分科会長の辞任につきましては、改正農業委員会等に関する法律第13条第2項による会長の辞任に関する取扱いに準じ、分科会長の辞任は辞任申出者を除く総会出席委員の過半数の賛成によりおこなうこととされております。

よって本議案により、第1分科会長の辞任について委員の皆様の同意をお諮りするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

議長 (石坂 務)
事務局の説明が終わりました。ここで質疑を許します。
質疑ございませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (石坂 務)
質疑なしと認めます。お諮りいたします。
本件については、7月31日をもって第1分科会長が辞任することの同意についてであります。原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)
異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。
1番松下輝男委員の着席を認めます。
(1番委員松下輝男委員着席)

議長 (石坂 務)
松下委員の挨拶につきましては、議事日程終了後その他のところで挨拶をお願いします。

議長 (石坂 務)
日程第6 議案第31号 農政問題分科会 第1分科会長の選任についてを議題といたします。
それでは事務局に説明を求めます。

事務局 (鍋藤 雄太)
それでは議案第31号について説明をいたします。
農政問題分科会は、阿久根市農業委員会会議規則第11条第2項に設置規定があり、農政問題を専門的・技術的に調査・審議するため分科会を設置するとされており、分科会の組織及び運営については農政問題分科会組織及び運営に関する規程第2条第1項に、分科会は第1及び第2分科会とし、それぞれの委員をもって構成するとされ、分科会の委員は、互選することになっております。
各分科会が専門的に調査検討する事項は、同規定の第3条で、第1分科会は、果樹・特用作物・構造改善事業に関すること、第2分科会は、畜産・普通作物・林業・その他農業、農家生活に関することが分掌事務になっております。
第1分科会の委員につきましては現在、1番松下輝男委員、3番石原勇一郎委員、4番園田勇一委員、5番栢幸三委員、6番田嶋輝男委員、11番白濱和利委員となっております。
分科会の会長につきましては、規程第2条第3項により分科会で互選することになっておりますが、1番松下輝男委員は、先ほど7月31日をもって辞任が承認さ

れましたので、それ以外の委員により決めていただくこととなりますので、よろしくお願いをいたします。

以上で説明を終わります。

議長 (石坂 務)

事務局の説明が終わりました。

本件については、事務局の説明のとおり農政問題分科会組織及び運営に関する規程により、互選により決定することに、ご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。

それでは、第1分科会の互選のため暫時協議会に移行します。

～ 協議会 ～

議長 (石坂 務)

協議会前に引き続き会議を開きます。分科会会長の互選の結果を事務局に報告させます。

事務局 (鍋藤 雄太)

それでは、農政問題分科会会長の互選の結果について報告いたします。

第1分科会の分科会会長は、3番石原勇一郎委員が選出されました。

以上で報告を終わります。

議長 (石坂 務)

事務局の報告が終わりました。只今の報告のとおり8月1日以降の第1分科会長に3番石原勇一郎委員を選任することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。よって、本件は報告のとおり決定いたしました。

議長 (石坂 務)

日程第7 同意第4号 阿久根市農政推進会議委員の推薦についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局 (鍋藤 雄太)

それでは同意第4号について説明をいたします。

阿久根市農政推進会議は、阿久根市農政の重要な施策について企画し、関係団体

の総合調整のもとに実施の万全を期するため設置されております。

委員構成は、20名以内で、市内各農業団体関係者、学識経験者、農業構造改善事業及び林業構造改善事業の実施地区並びに農業団体の代表者、その他市長が特に必要と認める者で組織されており、会長は市長になります。農業委員会選出の委員は、先例によりますと会長並びに第1、第2分科会長の3名であります。

なお、任期は2年間で前任者の残任期間となり、現在令和2年7月20日から令和4年3月31日までの任期期間であり、令和3年8月1日から令和4年3月31日までにより、第1分科会長の推薦について同意をお諮りするものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

議長 (石坂 務)

事務局の説明が終わりました。質疑を許します。質疑ありませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りします。事務局の説明は、8月1日以降選任の第1分科会長を、先例により阿久根市農政推進会議委員に推薦するものでありますが、これにご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。よって本件については、8月1日以降選任の第1分科会長を阿久根市農政推進会議委員に推薦することに決定いたします。

議長 (石坂 務)

日程第8、議案第32号 農用地利用集積計画の農地中間管理事業分についてを議題といたします。

それでは、農政課の説明を求めます。

農政課 (京田 雄哉)

おはようございます。それでは議案第32号、農用地利用集積計画の農地中間管理事業分、令和3年第6号についてご説明いたします。

(資料にて説明)

以上であります。

議長 (石坂 務)

農政課の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑ありませんか。

委員　～質疑なしの声あり～

議長　(石坂　務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員　～異議なしの声あり～

議長　(石坂　務)

異議なしと認めます。

よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長　(石坂　務)

日程第9，諮問第7号　農業経営改善計画の認定に係る意見についてを議題といたします。農政課の説明をお願いいたします。

農政課 (山下　紗弥美)

諮問第7号につきまして説明いたします。

(資料にて説明)

以上で説明を終わります。

議長　(石坂　務)

農政課の説明が終わりました。質疑を許します。質疑ございませんか。

委員　～質疑なしの声あり～

議長　(石坂　務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。農政課の説明は認定しようとするものであります。ただいま諮問のあった件について認定することにご異議ありませんか。

委員　～異議なしの声あり～

議長　(石坂　務)

異議なしと認めます。よって、本件については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長　(石坂　務)

日程第10，報告第1号　許可を要さない転用についてを議題といたします。

これは、農地法第4条第1項ただし書きに該当する転用であるとして、届出があったものです。

整理番号1の件は、所有者の耕作地に接続する農道の転用であります。

なお所有権は令和〇年〇月総会で、前所有者、〇〇　〇〇氏から、現在の所有者、

〇〇 〇〇氏へ農地法3条の所有権移転の議決済であります。

本年7月30日以降、転用のための着工予定として届出がなされたものです。

したがって、許可を要さない転用については適当と認め、受理しましたので報告いたします。

議長 (石坂 務)

日程第11、議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (奥 裕太)

おはようございます。それでは、議案第33号についてご説明いたします。議案書の9ページをご覧ください。今回農地法第3条の申請は、所有権移転が2件です。

整理番号1について、地図は1ページです。

申請地は、波留字谷2951番の2で、畑ほか1筆合計50㎡です。

譲渡人は、〇〇 〇〇氏、譲受人は、〇〇 〇〇氏です。権利の種類は所有権移転で売買です。

申請の理由は、経営規模拡大を図るためです。譲受人は、農業経験年数も十分ありますので、これから効率よく耕作されていくものと考えます。

次に整理番号2について、地図は2ページです。

申請地は、鶴川内字下田代8134番の1で、畑ほか256㎡です。

譲受人は、〇〇 〇〇氏で、譲渡人は、〇〇 〇〇氏です。権利の種類は所有権移転で贈与です。

申請の理由は、受贈で、譲受人は、農業経験年数も十分ありますので、こちらも効率よく耕作されていくものと考えます。

なお、議案書に記載してあるとおり、農地法3条第2項各号に該当しておらず、要件のすべてを満たすものと考えます。以上で説明を終わります。

議長 (石坂 務)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

10番委員 (樫八重 玲子)

報告いたします。議案第33号にかかる調査は、7月9日に、「11番委員」及び私並びに事務局担当職員で行いました。就労日数、耕作面積などに問題はなく、営農にも積極的に取り組んでおられます。申請地の耕作意思も確認いたしました。したがって、調査結果は許可相当であります。以上です。

議長 (石坂 務)

調査委員の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

本件についての調査員の報告は、許可相当であります。調査員の報告のとおり、許可することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (石坂 務)

日程第 1 2，議案第 3 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

では事務局に説明をお願いします。

事務局 (岩崎 展幸)

おはようございます。それでは議案第 3 4 号のご説明をいたします。今月の農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、1 件です。

整理番号 1 について農業委員会意見書及び審査票は 1 ページから 2 ページ、地図は 4 ページから 6 ページをご覧ください。

申請人は阿久根市の〇〇に居住する〇〇 〇〇氏です。本件は宅地に接続するための通路への転用です。申請地の位置は、市役所から北東約〇〇キロメートルのところです。申請地の農地の区分は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第 1 種農地に該当します。申請地は、当初、奥にある〇〇の農地に通るための通路として施工がされ、のちに農地が宅地に転用され、住宅が建築された後、通路として使用されていたものです。このことについて、譲渡人から「もともと農地へ行くための通路であり、分筆後の残った申請地について引き続き本通路を活用して農地として利用していきます」との始末書の方が提出されています。申請地の雨水は、自然流下により側溝の方へ流水されます。その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

以上で説明の方を終わります。

議長 (石坂 務)

事務局の説明が終わりました。次に調査委員の報告を求めます。

1 1 番委員 (白濱 和利)

議案 3 4 号に係る調査は、7 月 9 日に、10 番委員及び私並びに事務局担当職員で行いました。それでは報告いたします。

整理番号 1 の案件です。申請地は、東側は畑、北側は宅地、南側は道路、西側は

墓地に隣接していました。現地は、既に造成されていますが、雨水や土砂等が流出しないように措置をされる計画であることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。よって、追認はやむを得ないものであると判断しました。これらを含めた申請内容は、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合するものと認めます。したがって、本件は許可相当であります。

以上で終わります。

議長 (石坂 務)

調査委員の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件についての調査員の報告は、許可相当であります。調査員の報告のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (石坂 務)

日程第13、議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 (岩崎 展幸)

それでは議案第35号について、ご説明いたします。今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、4件になります。

説明に入る前に、許可申請に関わる意見書及び審査票の方の修正の方をお願いいたします。3ページの方を開いていただきまして、譲渡人のところの住所のところ阿久根市〇〇の方が抜けておりましたので、〇〇の方の修正の方をお願いします。それと右側にある申請条項の法第5条のところの賃貸借設定移転のところ、農地の面積のところ、444になっておりますけれども、ここは464の間違いでございますので訂正の方をお願いいたします。それと9ページの方にいきまして、申請に係る事項のところ、事業計画のところ、用途のところですが、ここは駐車場となっておりますけど、ここは水道施設と通路の間違いでございますので、修正の方をお願いいたします。以上で審査票と意見書の方の修正の方でした。

それでは、整理番号順に御説明の方いたします。

まず、整理番号1の事件についてご説明いたします。農業委員会意見書及び審査票は3ページ及び4ページ並びに地図は7ページ及び8ページの方をご覧ください。

本件は、駐車場への転用を目的とする賃貸借権の設定です。申請地の位置は、市役所三笠支所から北東約〇〇キロメートルの所です。申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。申請人は、本市〇〇に〇〇がある〇〇 〇〇です。申請人は、申請地に駐車場を設けて隣接する〇〇の〇〇や〇〇へ駐車場を提供するため本件を申請されました。申請地は整地され、駐車場として利用されます。申請地の雨水は、自然流下により流水されます。その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

次に、整理番号2の事件についてご説明いたします。農業委員会意見書及び審査票は5ページ及び6ページ並びに地図は9ページ及び10ページをご覧ください。本件は、駐車場及び物干し場への転用を目的とする売買による所有権移転です。申請地の位置は、市役所から北〇〇キロメートルの所です。申請地の農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。申請譲受人は、本市〇〇に居住する〇〇 〇〇氏です。譲受人は、自宅に駐車場がないため、隣接する申請地を駐車場とするため本件を申請されました。申請地は、整地され、駐車場として利用されます。申請地の雨水は、側溝に流水されます。その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

次に、整理番号3の事件についてご説明いたします。農業委員会意見書及び審査票は7ページ及び8ページ並びに地図は11ページ及び12ページをご覧ください。本件は、駐車場への転用を目的とする使用貸借権の設定です。申請地の位置は、市役所から北東〇〇キロメートルの所です。申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。申請人は、本市〇〇に居住する〇〇 〇〇氏です。申請人は、〇〇に駐車場が少ないことから、申請地に駐車場を設けて〇〇へ駐車場を提供するため本件を申請されました。申請地は、整地され、駐車場として利用されます。申請地の雨水は、自然流下により流水されます。その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

次に、整理番号4の事件についてご説明いたします。農業委員会意見書及び審査票は9ページ及び10ページ並びに地図は13ページをご覧ください。本件は、通路敷地への転用を目的とする売買による所有権移転です。申請地の位置は、市役所から東南東〇〇キロメートルの所です。申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。申請譲受人は、本市〇〇に住居する〇〇 〇〇氏です。本件は〇〇が、〇〇年から〇〇年にかけて〇〇を受けて〇〇の管理道路及び水道施設として利用するために造成したものになります。しかしながら、当時、土地所有者の間で境界について認識の違いから分筆手続きに必要な同意が得られなかったため許可申請が出せず、現在に至っている状況です。〇〇の方々も高齢化が進んでおり、このままでは管理に支障をきたすことから、〇〇の方たちと協議を重ね、合意に至ったため、今回、転用許可申請をするものでありますと始末書（顛末書）が提出されています。申請地の排水は、自然流下により流水されます。その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

以上で説明を終わります。

議長 (石坂 務)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

1 1 番委員 (白濱 和利)

議案第35号に係る調査結果について、報告します。調査は、7月9日に、10番委員及び私並びに事務局職員で行いました。

それでは、整理番号1の案件について報告します。申請地は北側は宅地、東側は畑及び宅地、南側は畑、西側は墓地に隣接していました。申請地の転用に当たっては、土砂の流出を防ぐ等の措置をされることから、周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがいまして、本件は許可相当であります。

続きまして、整理番号2の事件について報告します。申請地は北側は道路、西側及び南側は宅地、東側は畑に隣接していました。申請地の転用に当たっては、土砂の流出を防ぐ等の措置をされることから、周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがいまして、本件は許可相当であります。

続きまして、整理番号3の事件について報告します。申請地は東側は雑種地、北側は道路、西側及び南側は田に接していました。申請地の転用に当たっては、土砂の流出を防ぐ等の措置をされることから、周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがいまして、本件は許可相当であります。

続きまして整理番号4の案件です。申請地は北側が道路、東側と西側及び南側は畑に隣接していました。現地は、既に造成されていますが、周辺農地への悪影響は確認できませんでした。よって、追認はやむを得ないものであると判断しました。これらを含め申請内容については、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがいまして、本件は許可相当であります。

以上です。

議長 (石坂 務)

調査委員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。調査員の報告のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)

ご異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (石坂 務)

日程第14, 議案第36号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

それでは議案第36号についてご説明いたします。

整理番号1の事件についてご説明いたします。農業委員会意見書は11ページ、地図は14ページ及び15ページをご覧ください。本件は、申請者が〇〇に〇〇を有する〇〇 〇〇で営農型太陽光発電施設への転用を目的として、〇〇年〇月〇日付けで農地法第5条による許可を受けた転用について、当初の事業計画を変更することによる農地転用事業計画変更承認申請です。当初、許可を受けた農地、目的に変更はありませんが、計画の中で〇〇を設置予定でしたが、営農型太陽光発電の場合、農作業に支障ある場合には設置しなくてもよいため、今回、道路側のみ設置しよう変更され、一時転用の面積が全面積2,443平方メートルのうち1,045平方メートルから0,989㎡に減ったため、本件を申請されました。その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書のとおりです。

以上で説明を終わります。

議長 (石坂 務)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

11番委員 (白濱 和利)

議案第36号に関わる調査は、7月9日に10番委員及び私、並びに事務局職員で行いました。

それでは、報告します。

整理番号1の申請地は、許可を受けた農地や転用目的に変更はなく、〇〇について、営農型太陽光発電の場合、農作業に支障ある場合は設置しなくてもよいため、道路側のみ〇〇を設置しよう変更し、一時転用の面積が減少するというものでした。

したがって、今回の計画変更による周辺の土地への影響はないと思われます。
よって、本件は承認相当であります。

議長 (石坂 務)
調査委員の報告が終わりました。これより質疑を許します。
質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (石坂 務)
質疑なしと認めます。お諮りいたします。
本件についての調査委員の報告は、承認相当であります。
調査員の報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)
ご異議なしと認めます。
よって、本件については承認することに決定いたします。

議長 (石坂 務)
日程第15、議案第37号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。
ただし、6番田嶋輝男委員、尾上進推進委員が議事参与の制限に該当する案件が
ございますので、議事参与分以外を先に審議いたします。
事務局に説明を求めます。

事務局 (川畑 幸博)
それでは議案第37号令和3年農用地利用集積計画書第7号について説明させて
いただきます。なお本計画書の公告年月日は、令和3年7月30日となります。
(議案資料にて説明)
以上議事参与案件を除く所有権移転の4番まで、利用権設定の14番までを説明
させていただきました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 (石坂 務)
事務局の説明が終わりました。これより、質疑を許します。
質疑ありませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

ただいま議題となっている件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (石坂 務)

次に議事参与分を審議いたしますので、6番田嶋輝男委員は退席を願います。

(6番田嶋輝男委員退席)

それでは事務局に説明を求めます。

事務局 (川畑 幸博)

それでは引き続き説明をさせていただきます。資料は1ページの5番になります。

(議案資料にて説明)

以上議事参与に関わる案件で所有権移転の1件を説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (石坂 務)

事務局の説明が終わりました。これより、質疑を許します。質疑ありませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。ただいま議題となっている件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。

6番田嶋輝男委員の着席を認めます。

(6番田嶋輝男委員着席)

議長 (石坂 務)

引き続き議事参与分を審議いたしますので、尾上進推進委員は退席を願います。

(尾上進農地利用最適化推進委員退席)

議長 (石坂 務)

それでは事務局に説明を求めます。

事務局（川畑 幸博）

それでは引き続き説明をさせていただきます。資料は5ページの15番になります。

（議案資料にて説明）

以上議事参与に関わる利用権設定を説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（石坂 務）

事務局の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑ありませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長（石坂 務）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。ただいま議題となっている件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長（石坂 務）

異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。尾上進推進委員の着席を認めます。

（尾上進農地利用最適化推進委員着席）

議長（石坂 務）

以上で提案された議案は全て終了いたしました。それでは、その他皆さん方から報告などがありましたらお願いします。

委員 ～なしの声あり～

議長（石坂 務）

事務局はありませんか。

事務局（鍋藤 雄太）

ございません。

議長（石坂 務）

それでは、ほかにはないので、以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 9時54分